

## 第 1 2 回取手市・藤代町合併協議会会議録

日時：平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日（金）

午後 2 時～

場所：藤代町役場 全員協議会室

[ 午後 1 時 5 8 分開会 ]

中島事務局長

それでは、ご案内よりも若干早いですが、出席予定の委員さんがすべて揃いましたので、ただいまから第 1 2 回取手市・藤代町合併協議会を開会いたします。

本日の欠席委員でございますが、取手市の間宮委員並びに志村委員でございます。

それでは、会議に先立ちまして、塚本会長よりごあいさつを申し上げます。

塚本会長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

季節はまさに秋本番でございます。1 年で最も過ごしやすい季節ではないでしょうか。両市町におきまして、文化、スポーツ各方面にわたりまして各種行事が目白押しに計画されております。それぞれが、所期の目的を達成し、さらなる市民福祉の向上が図れるよう成功を願っているところでもございます。

さて、茨城県下の合併協議の状況でございますが、1 0 月 1 日現在、1 7 地域、5 0 の市町村で法定の協議会が合併論議を行っている状況と聞いております。今まであった任意の協議会が、すべて法定の協議会へ移行したとのことで、合併特例法の期限内を目指した論議が本格化してきたものと思われま。

中でも、大宮町外 4 町村の協議会では、合併の方式が懸案でありましたが、当協議会の例に倣って対等合併・編入方式として決着を見たということでございます。当協議会で皆さん方にご承認をいただいた新しい合併方式が、よき先例として用いられたことは、誠に喜ばしいことだと思っているところでもございます。

本日は、協議決定事項、提案事項等たくさん用意させていただきましたので、いつもより 1 時間早い開催時間となりました。どうぞ効率的な会議の進行にご協力をくださるようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

中島事務局長

これより議事に入りますが、協議会規約によりまして塚本会長に議長をお願い申し上げます。

塚本会長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議事日程に従い、進めさせていただきます。

初めに、前回、ご提案申し上げました「協議事項第 1 0 号 各種事務事業の取扱いについて」を議題といたします。

この件につきましては、前回の協議会で内容説明をいたしておりますので、本日は、直ちに協議に入りたいと存じます。

なお、項目数が 2 2 7 と多岐にわたっておりますので、協議の進め方は各部会の項目ごとに分けて行いたいと思います。

中島事務局長

事務局の方から、誠に申しわけございませんが、前回、お配りした資料の中で訂正が

ございますので、よろしく願いを申し上げます。

塚本会長

それでは、訂正について事務局より説明願います。

小坂橋事業調整班長

「訂正のお願い」ということで、A4版の横になっている資料で説明いたします。

まず、訂正箇所でございますけれども、総括表8ページ、事業ナンバー6の調整の具体的内容でございますが、事業名で農作物被害防止に関すること。こちら訂正内容は、具体的調整内容が「廃止する」ということになっておりましたが、「廃止する」を「病害虫防除協議会の一本化を図り、実施事業については、協議会の中で調整する。なお、大型ヘリによる空中散布は環境保全の配慮から廃止する」に訂正お願いいたしたいと思っております。

それと同じで、附属資料の方の産業衛生関係の2ページ、やはり事業ナンバー6ということで、こちらの具体的調整内容も、今申し上げましたとおり同じ内容に訂正をお願いしたいと思います。それと、その下の米印にございますけれども、総務消防関係の事業ナンバー29、消防に関することの現況のご説明を、「取手市は本署及び2箇所の分署、藤代町は本署及び1箇所の分署」とご説明いたしましたが、「取手市は本署及び戸頭消防署、吉田消防署、藤代町は本署及び藤代南消防署」ということで訂正したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

塚本会長

それでは、総務消防関係の31項目についてお諮りいたします。

調整方針案のとおりとしてよろしいか、ご意見をお伺いいたします。

倉持委員。

倉持委員

前回からの持ち越しになるわけですが、交通指導員補助の問題でございます。

塚本会長

恐れ入りますけれども、ナンバーを言っていた方がいいですか。

倉持委員

附属資料7ページの22番です。

そこで、この事業については、取手市さんは行っていない、藤代町が行っているわけでございます。調整の具体的内容は廃止するというようなことでございますが、前回の協議会の中でも、小学校の子どもたちの通学の安全を確保するためにぜひこの問題は継続をしていただけないかというような、大変交通の危険個所もあるんだと。1カ所、私が住んでいます地域で、特に山王小学校に通う子どもたちの通学路になっているところは、前回の話でも申しましたけれども、取手警察署管内でも大変交通事故の多発地点として、その場所は死亡事後が、私が知っている限りでも何件か起こっている。あるいは、死亡にまで至らない重傷を負った事故等も、藤代中学校の当時の中学生だとか、そういう人も遭っているし、いろいろな形でそこでは遭っているわけですので、そういう場所も考慮しながら存続させてほしいという、そういう意見を述べたと思うんですが、その後、事務の調整の中でその問題に関してどのように取り扱われたのか、お尋ねをいたします。

塚本会長

交通指導員補助員設置事業についてであります。前回の説明のときにも倉持委員から同じようなご意見をいただきました。その後、事務局の方で調整をした経緯がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

椎名委員（説明員兼）

ただいまのご質問でございますが、この前もご説明したように、内容的には藤代町では生活環境課が実施している現在は内容でございます。ですが、この前もご指摘をいただきました確かに危険箇所等もありますが、現在の時点では、死亡事故等が多発して、死亡事故があつてから信号等も倉持委員のご指摘の場所は設置されたというふうなこともございます。確かに、非常に交通量は多いという場所ではございましたが、信号が押しボタン式になっている現況もでございますので、現在の事務調整の内容として、基本的にはサービスは高い方に合わせ、住民の負担は低下をさせないようということではございますが、やはり現在の状況を見ますと、財政状況が非常に苦しいという中では、ある程度、住民の理解を得られるものについては理解をいただいて、ご協力をしてもらうというふうな方針、さらには、行政改革の関係、財政のスリム化等を考えますと、やはりそういう問題等を含めまして廃止というふうな形をお願いをしたいと。

なお、その危険箇所等については、十分担当課と、PTAの対応あるいは今後の対応等については、この前も答弁したとおり、交通指導隊等のご協力を得ながら対応していきたいということ考えております。

塚本会長

倉持委員。

倉持委員

その後、この問題については、藤代の議員間での意見のやりとり等もございました。

そういう中で、この報酬ですけれども、1時間程度という形で1,600円が1日支給されているんですけれども、家から出てきて交通指導をやって戻ったとしても、1時間はそこにいないんじゃないかというような議論もあって、指導補助員と相談の上、仮に値下げをしていただいても存続したらいいんじゃないのかという議論もあるんですけれども、前回の話の中では、今後その地域、地域での、PTAの方々とか相談をして、ボランティアでやっていただくような考えも示されたように思うんですけれども、やはり今、共稼ぎとか、そういう小さいお子さんを抱える家庭がそういう状況の中で、農村部といえどもボランティアではなかなか対応し切れない実情なのではないかなというようなことで、私としては、廃止するという方向ではなく、存続の方向で考えていただきたいというような気持ちでおります。

塚本会長

今、倉持委員からご意見がありましたけれども、ほかの方はこの件に関して、ご意見ございませんか。

赤羽委員。

赤羽委員

この件について、前回の会議のときにPTAの方の交通指導もやっているというお話でしたが、PTAの方がやっていらっしゃる、しかし、たしか月に1回なんですね。先ほど倉持委員がおっしゃった箇所というのは押しボタン信号がついておりますが、押しボタン信号がなくて、もっと危険箇所も多数あるわけです。ですから、もしこれをどうしても廃止するのであれば、その代替案として、私はこの件は存続を希望するんですが、もし廃止するのであれば、危険箇所を見直して、そこに信号機の設置、これを条件としてつけ加えさせていただければと思います。

塚本会長

沼尻委員。

沼尻委員

私も同じ意見ですけれども、信号機の確かについているところもあるんですけれども、信号機がつけられないような場所も何カ所もあるんですよ。例えば、すぐそばに信号機があるとかですね。それから、特に山王小学校なんか見ますと、学校のすぐそばの路地から県道を渡って学校へ入るという箇所が2カ所あって、そのほか、農道みたいなどころを通過して、それで県道へ出るといった箇所も3カ所ほどあるんですよ。

ここは全部指導員がついているんですけれども、この間の答弁だと、交通指導員ですか、これを廃止するよう話もしておったんですけれども、交通指導員の方々、こう言っちゃ失礼ですけれども、今かなり高齢化しちゃっていて、毎日、その人たちをその場へつけるなんていうことは、とても不可能なような状況だと思うんですよ。

ですから、信号機つくところはもちろん信号機ということに当然なと思うんですけれども、今の指導員をなくしちゃって、それでそのかわりに何をするかというものがなかったら、これは保証にならないし、非常に危険だというふうに思いますんで、そのように決めた……。取手はPTAの皆さんが週に1回ということでスムーズにしているのかどうなのか。それから、施設については、取手と藤代について格差がないのかどうなのか、その辺まで十分検討したのかどうか、その辺ちょっと答弁願いたいんです。

中島事務局長

ご議論のところ申しわけないんですけれども、今の要点は、取手市におきましては、PTAの皆さんの自助努力と申しますか、自分のことは自分で守るという方針でやっております。その実態をお話申し上げて、どういうものかということご理解いただいて、さらに議論を深めていただきたいと思うんですが、ちょっと幹事に発言させてもらってよろしいでしょうか。

塚本会長

はい、いいですよ、どうぞ。

中島事務局長

では、教育部長お願いします。

山口幹事(説明員)

取手市教育委員会の山口でございます。

ご質問の取手市の朝の登校時の交通指導の実態というものをご報告申し上げます。

取手市には、12の小学校がございます。そして、今、ご質問にも出ていたとおり、取手も国道であります国道294であるとか、さらには、6号国道というような危険な横断箇所も幾つかあるところでございます。そして、PTAの活動として、今、朝の登校時、児童の安全を守るということから、それぞれの学校で、ここは非常に構造上横断が危険だということについては、PTAの自発的な活動のもとに、両サイドに父兄の方が交代で出まして、交通指導に当たって、これは黄色い旗を持ちながら児童の安全な横断というものを確保しているというようなところでございます。

そして、当然、この指導されるPTAの方々の危険の問題等もありますので、PTAとしては、各学校単位としまして、茨城県のPTAの安全互助会という互助会の規定があるわけですが、ここに1世帯、1保護者当たり年間250円という加入負担金ということで、賠償、さらには、傷害保険の加入もしながら運用しているところでございますが、現段まで特に大きな事故等もなく運営しているというような状況でございます。

塚本会長

今、取手市の状況についてご報告をさせていただきました。

小泉委員。

小泉委員

藤代町の状況では、月1回のPTAのそこに立ってというようなこともやっておりますが、それだけではやっぱり心配があるかなと思うんですけれども、ぜひこの制度は続けたいというふうに思うんですが、ただ現在、信号のあるところにもかなり配置されておりまして、そういう意味から配置の見直しというのはやるべきかなと、信号のないところに配置するという形で。また、もしどうしても配置できない場合は、先ほど赤羽委員が言ったような信号の設置というのをぜひ望みたいと思います。

塚本会長

信号の設置については、ここの中でどうこうできる問題じゃございませんし、地元からの要望を警察に上げていくというような形になるかと思っております。この意見について4名の方からご意見をいただいたわけですが、ほかの方はございませんか。

高木委員。

高木委員

一つは、これは全体にもかかわることかもしれませんが、ここでお尋ねするのが一番いいかと思っておりますが、227項目の事務事業の見直しと条例、それから、規則等を取手市に原則として合わせた場合に、市民のサービス、負担との関係で、財政的なシミュレーションですね。財政がどの程度歳入でふえて、歳出でふえるのかというようなところについて、当然こういう問題を含めて議論をして決めていく。法定協議会として決めていく際には、そういう手段があってしかるべきだという質疑をいたしました。前回、残念ながらお答えはありませんでした。今回お答えいただけるというふうに思いますが、その件が一つ。

それから、基本構想にかかわることですが、取手市も藤代町も平成17年度までの基本構想に基づく計画が進められているわけですが、その年度の終わりの時期に会長、副会長が目途としている合併の時期が来るわけですが、新市建設計画の策定のための庁内の議論が進められています。新市建設計画は議会の議決ではなく、基本構想は議会の議決と、新市建設計画は基本構想策定に当たって参考資料というご答弁をいただきました。庁内で、この新市建設計画策定のための議論や調整が始まっているというふうに伺っていますが、これについても前回お尋ねしましたが、明確なお答えはありませんでしたので、現時点でどのような庁内議論、市と町の調整の議論がなされているのか、これがまず2点目です。

それから、行政改革ですが、大綱が、藤代町さんの場合は19年までの5カ年、取手市は9年度から3年間で、その後、12年からの大綱については、引き続き平成……その後ちょっとはっきりしないんですが。藤代町の行革大綱ですが、新市において新たに作成するということになっておりますが、現にこの合併の協議において行政改革が一部幼稚園の統合廃止等の議論がなされているようです。これは所管のところでは議論をすればよしということであればそこで結構ですが、行政改革にかかわるものですので、議論が進められている現状についてお尋ねをしたいと思います。

それから、あわせて行政改革にかかわるものとして消防の問題ですが、消防については、取手市の現状の消防の人員ですね。消防力国基準の職員の数では66%でしたか、藤代町さんの場合は、国基準に対してちょっと充足率はわかりませんが、合併を仮にする際に、どういう国基準が100%が何人の職員になるのか、その辺の協議がどういうふうになされているのか、お尋ねします。以上です。

塚本会長

事務局の方からお願いします。

中島事務局長

まず、第1点目の財政事務のすり合わせの結果によって財政計画が違ってくるのではないかというご意見かと思えます。

一般の予算を思い浮かべていただきたいと思うんですが、予算を皆さんに審議いただいて、お出しするときには、歳入歳出プラマイゼロで、内容はこういうものだというご説明をしておりますが、この財政計画を後ほど立案するに当たりましては、基本的な事務の方向が決まっていなくて積算ができないという状況がございます。したがって、この場で、今ご議論いただいたような交通指導補助員を続けてやっていくという場合と、これを廃止するという場合では、当然財政計画に反映する数値が違ってきますので、協議会でいろいろお決めいただいた結果を積算して、その内容が10カ年間、一定の条件のもとに財政的に事業が実施できるかどうかという視点を加えて、後ほどご提案申し上げますと、このように再三ご説明いたしておるところでございます。

財政計画はいつ出るんだということでございますが、これは、ご案内のように、特例債を使った事業も含めて新市建設計画なるものを完成して、セットでご提案をする。スケジュール的には、来年の年明けの2月前後かなということは申し上げているとおりでございます。

それから、2点目の新市計画と基本構想の件でございますが、これは前回の協議会でご説明申し上げておりますので、議事録をご確認いただければと思います。繰り返すこととなりますけれども、基本構想と新市建設計画との性格は、それぞれ異なった法律に基づく性格を持ったものでございますので、それぞれの求められる性格に従った計画をつくっていくということになるかと思えます。

行革大綱の件でございますが、これについては、藤代町の方で今内部の問題としていろいろご議論いただいている部分でございますので、これは、藤代町の方からその経過内容についてご説明いただきたいと思っております。

4番目の消防についてどうなるんだということかと思えますが、これから組織機構、職員の定数等については、別立てでの協議項目でご提案を申し上げますので、その際にご議論いただきたいと、このように思っております。

塚本会長

お願いします。

椎名委員(説明員兼)

専門部会の方で、教育部会の方で、まだ現在この件については、教育委員会の方で細かな議論、あるいは議員等の意見等もございますので、きょう、日程的にやっていく中で、教育の部門に入っていく中で、教育次長の方からこの件に対しては細かく答弁させたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

塚本会長

ほかの項目でも、皆さん方、ご意見ありましたら。

高木委員

まだ全部お答えいただけていないんですが、行革については教育委員会だけが行革を進めていて、ほかのところ進めないってわけではないでしょうから、ほかのところの部署の経過をお尋ねしたいのと、それから、財政の関係ですが、事務局長がおっしゃるように、確かに事務事業の調整ができなければ財政シミュレーションはできないよと、それは当たり前の話で、新市建設計画ができなければ財政計画は立てられない、当たり前の話なんですね。議論が逆さまになっているから、新市計画もできていないのに条例の提案を先に決めてしまうとか、事務事業を先に決めてしまうとかというふうなことの提

案があるからそういうふうになってしまうんですよ。責任持ってこのように227項目の事務事業を提案をしているわけでしょうから、当然、そうすれば、それを提案のとおりに行うにはどの程度の財政力が必要になってくるのかという提案があって当然だと思いますが、それはお答えはできないでしょうか。

それから、庁内の調整が始まっているんでしょう、取手市と藤代町が。

塚本会長

もちろんやっています。

高木委員

その調整の経過はどこまで進んでいるんですかとお尋ねしているんですよ。

塚本会長

高木委員、調整をした結果、調整できたものをこちらに載せております。ですから、今日も調整がその後できたものについて、その2という形で提案させていただいています。

高木委員

新市建設計画を策定するために、事務的な打ち合わせが市と町の方で行われているでしょう。

塚本会長

そうです。

高木委員

その経過を報告してくださいとお願いしているんです。

中島事務局長

新市建設計画策定の現在の進捗状況ないしは、今後の見通しにつきましては、この会議のその他の事項でご報告申し上げる予定になっておりますので、そちらでお願いしたいと思います。

それから、幼稚園の件ですが、幼稚園をどうするかということだけに絞ってお答えすればよろしいですか。違いますか。

高木委員

教育委員会については、後ほど後の議題の中にも出てくるから、そこで報告は願う。その他の分野についての行政改革での議論がされているのであれば、それをそのほかの所管のところの報告をお願いいたしますというふうに言っているんですが。

塚本会長

どうぞ。

倉持委員

私、高木さんの発言を止めるわけではないんですけれども、議長からのあれはもう既に中身の議論に入っているわけですよ。総務消防の事務事業の取扱いについて意見のある方はいますかという形できたんですから、全体の議論をするのではなく、むしろ絞った形で、総務消防のこういうところでこの部分はどうなんだという形で、一つ一つ進めていくのが私は適切な会議の進め方ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

高木委員

1ページの2項目に従って質疑をしているんですけれども、それはいけませんか。行政改革の策定のための庁内での議論がされているでしょうから、行政改革は今のところの議論なのです。それに基づいて、教育委員会では幼稚園の部分で議論していますよと、それは所管のところでは報告しますということで、それはそれでいいんです。

塚本会長

基本計画についても、行政改革大綱についても、お互いの両市町で持っているわけです、17年3月までは。ですから、新たな基本構想、そして、行政改革大綱については、新市において新たに作成するという形になっているので、これについてどうですかということです。

高木委員

なるほどね、わかりました。

ということは、新市になってから決めますよと、今はわかりませんということですね。

塚本会長

今は。

高木委員

はい。新市になってから……。

倉持委員

お互いに持っているから。

塚本会長

お互いに持っていますから。

倉持委員

藤代は藤代、取手は取手。

高木委員

まあいいでしょう、そういうことなら。

塚本会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

そうしましたら、4名の方からご意見がありました交通指導補助員設置事業に関することですが、取手市でも昔はそのような事業をやっていましたが、今はやっていないということ、それと同時に、交通危険個所につきましては、安全施設をきちんと整備をしていくということが第一義になるかと思えます。やはり子供たちの安全教育と、子供たちの安全を確保していくという状況が大切ではないかと思えます。事務局案としては廃止するという調整でございますが、この件については……。

倉持委員

まだ検討課題ありという形にしておいてくださいよ。そうすれば我々も満場一致で賛成できると思えますから。

塚本会長

それでは、事務局案は廃止するという事になっておりますが、次回まで延ばしますか。それとも、ここの中で……。

はい、どうぞ。

中島事務局長

今、倉持委員からご提案がありましたように、新市において調整するという事で訂正し、提案をさせていただければと思えます。よろしく願います。

塚本会長

はい、わかりました。

22番の項目ですが、「新市において調整する」に訂正をお願いしたいと思います。

ほかの項目についてですが、よろしいですか。総務消防関係の31項目についてです



が、調整方針は記載のとおりとして採決決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

それでは採決とったほうがよろしいですか。

高木委員

はい。

塚本会長

採決をとったほうがいい。

高木委員

よろしく願います。

塚本会長

はい、わかりました。

それでは、採決をいたします。

高木委員

会長、討論の機会はありませんか。

塚本会長

討論というのは、どういう意味でしょうか。

小笠原委員

今までに質疑をやってるから聞く必要ないですよ。

塚本会長

それでは、採決というご意見がありましたので、採決をさせていただきます。

本日、31名出席していただいておりますが、採決につきましては県の方たちが入らないということでございますので、28名となります。

それでは、調整項目の総務消防関係について採決をお願いいたします。

原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

塚本会長

賛成26になりますので。

反対の方。お2人ですね。

〔反対者挙手〕

3分の2以上超えていますので、総務消防関係については調整案のとおり決定をいたしました。

それでは、次に、保健・福祉関係の89項目についてお諮りをいたします。

皆さん方からのご意見等があればお伺いしたいと思います。

貫井委員

前回の9月2日の第11回取手市・藤代町合併協議会でも指摘した事項でございますけれども、ページ41ページのナンバー59の生活習慣病対策に関する事業の中で、一本化を図り実施すると。なお、基本健康診査については藤代町の事業制度を適用すると、このようにございます。

そういう中で、9月2日の際も指摘したわけでございますけれども、ナンバー59の(2)基本健康診査の件でございます。取手市公明党市議団の提案によりまして、肝炎のウイルス検査、これは取手市で実施、約3,000人の方々が受診されて、大分好評でございます。加えまして、今年度より土、日に基本健康診査をお願いしたい、市民より1枚のはがきをいただきまして、私も一般質問、また公明党取手市議団でも要望いた

しまして、今年度、先週でございますけれども、10月の11日の土曜日、これは井野公民館でやりまして大分好評で、11月も15日と16日の土、日、平成15年度は休日健診が3日ほど取手市では盛られております。

言うまでもなく、経済不況の中で、パートで勤める方々、またリストラで呻吟する、そういう住民の方々が、アルバイト、そういった部分で、平日の健診は非常に休んで受けなきゃならないと。そういうことで、休日健診、公明党取手市議団で実現、提案したわけでございますけれども、今回、一本化を図り藤代町の事業制度を適用すると。

そういう中で、前回もお願いしてございますけれども、肝炎の基本健康診査、前立腺についても要望したわけでございますけれども、休日の健康診査の実施ですね。これは藤代町にはないものでございますので、藤代側に合わせるんじゃなくて、取手市のこれをしていただきたい。

藤代のいい点は、基本健康診査が18歳以上、生産者人口比率、これ非常に取手も県内第3位、藤代町は茨城都民でございますので、18歳以上の方々に基本健康診査、そういった方向に取手市、新市も合わせていくのかどうか。こういう一本化を図るといことなので、それについてはどのようにお考えか、再度伺って要望するわけでございます。以上でございます。

塚本会長

貫井委員、基本健康診査の部分でございますが、別に曜日までこの中で決めているわけじゃありません。当然、取手市で土、日もやってきたわけですから、合併したら土、日やらないということは、まずそれはあり得ません。私の方で先にその部分については申し上げておきたいと思えます。基本健康診査は藤代町では18歳以上となっておりますが、その中身については事務局の方から少し説明をさせていただきたいと思えます。

中島事務局長

それでは、健康福祉部長から答弁をさせていただきます。

北垣幹事（説明員）

今、会長が申しあげましたように、サービスを減らすという方向ではなく、お互いに補い合う形でサービスを充実させていくという方向で、そういう意味での一元化を図り実施するという内容で前回もお答えしたつもりでございますので、よろしく願います。

塚本会長

ということは、18歳以上やるということですか、基本健康診査を。そういうことですか。

北垣幹事（説明員）

これについては調整してまいります。

貫井委員

議長。

塚本会長

はい。

貫井委員

じゃ、藤代町の健康福祉担当に確認したいんですけれども、基本健康診査、18歳以上の受診者が2,300人、ここに書いてございますけれども、恐らく生産者人口に所属するメンバーでございますので、社会人等で会社の社会保険等でもちろん受診している方々がいらっしゃるんでこの程度の数字だと思えるんですけれども、この2,300人ぐらいで推移している分析というか、中身については、今、私、貫井 徹が指摘したそ

ういった部分でよろしいかどうか。藤代町の担当の事務官にご答弁いただきます。予算の関係がありますので。

塚本会長

資料、お持ちですか。持っていないですか。

資料、お持ちじゃないみたいなので、後ほど……それは出るんですか。

貫井委員

椎名さん、答えられるんじゃない、椎名課長。

塚本会長

今すぐ資料を用意できないようなので、後ほどご説明をしたいと思います。要は、たしかこの部分、生活習慣病対策に関する事業につきましては、ほぼ同じような中身で両方とも健診を実施しているということだったと思います。それで一本化を図って実施をすると。中身については、今までやっていた項目について数を減らすというようなことはしないという形でのご提案だったかと思しますので……。

貫井委員

議長。

塚本会長

はい。

貫井委員

私が何でもこういうことを言っているかということ、今、非常に大学出ても就職できないと。高卒も非常に就職率が低いと。そういう中で、18歳以上で社会保険適用で受診される方々が非常に少なくなっているんですね。18歳以上を取手がやっていないのを入れていただければ、フリーターとか、アルバイトだとか、そういった方が非常に恩恵をこうむると。だから、藤代はどういうふうにやられているのですかと聞いているわけなんです。

塚本会長

40歳以上と書いてありますが、基本的には……。

貫井委員

藤代の18歳以上。

塚本会長

取手市も、40歳以上でないと基本健康診査を受けられないということではないですから、これは。そういう意味じゃないですよ、部長。ちょっとその辺説明してもらえますか。

北垣幹事（説明員）

基本健康診査につきましては、今、会長がお話しましたように、社会保険等に参加されていない方等については健康診査を受けられることになっております。ただ、すみませんが、今、手元にどのくらいのデータがあるかということは持ち合わせておりませんので、先ほど再三申しておりますように、サービスが落ちることのないようにという基本的な考え方で今後一本化を図っていきたいということをご了解いただければありがたいと思います。

貫井委員

じゃ、最後に。

塚本会長

はい。

貫井委員

じゃ、そこまで言われるなら藤代の方には聞きません。

40歳以上で1万500人の方々を取手は予算化していると、社会保険に加入していない40歳未満の方々も受診していると。じゃ、何名の40歳未満の方々が取手市においては受診しているのか、それだけ確認して終わります。

塚本会長

多分、今ちょっとそこまでの資料は持ってきていないと思いますので……。

貫井委員

じゃ、後で教えてください。

塚本会長

はい。

ほかに。

倉持委員。

倉持委員

附属資料の19ページ、36番高齢者住宅整備資金貸付に関する事業でございます。これは、一本化を図り実施するという形で、なお金利については取手市の制度を適用するというところでございます。現行の貸付額、貸付限度額は、取手市が100万円、藤代町が202万円という形で、金利には2%と3%という形で相違はございます。これは、一本化を図り実施するということですが、どのように一本化を図ろうとしているのかということをお尋ねします。

なぜそういうことを聞くかと申しますと、高齢者の方々、高齢化社会を反映してどんどんこれは年々ふえていくと思われま。そうなれば、家庭内で車いすで生活しなければならぬ方とかそういう形で、家の改造と申しますか、各家庭のバリアフリー化をやっぴり進めなければならぬ時代へどんどんといくのではないかと。そうすると、やっぴりこういう形での制度を残すことはいいことですが、100万円と202万円という形の貸付金額に100万円近くの差があったんでは、やっぴりできれば多い方がいいに決まっていますから、どういう形で一本化を図りたいのかということだけお尋ねをしたいと思ひます。

塚本会長

一本化の中身ということですが。金利については、取手市の金利ということになります。

倉持委員

これは異論がないです。

塚本会長

ただ、金利ですから、今、低金利の時代ですから、そういった意味では、取手市の金利といつても現在が2%であるからそちらの低い方をという意味だと思ひますが、当然金利が高く上がってくれば、これをそのまま継続するというのは難しいと思ひますので、その辺もご理解をいただきたいと思ひますが。そこまでで。

北垣幹事（説明員）

お待たせしました。

塚本会長

お願いします。

北垣幹事（説明員）

表現がわかりづらくて大変ご迷惑をおかけしました。今、確認をしまして、貸付限度額については藤代町の、いわゆる高い方ですね。金利は安い方という調整になっている

ということでございますので、調整内容は、金利については取手市の制度、貸付限度額については藤代町の制度というふうにご訂正をいただきたいと思います。

倉持委員

わかりました。

塚本会長

よろしいですか。

倉持委員

はい、結構です。

塚本会長

ほかに。

沼尻委員。

沼尻委員

64番、45ページですけれども、保育所の設置に関する項目なんですけど、これは現行どおり実施するというふうになってはいますが、保育料については規則条例を調べても出てこないんですね。これはかなり藤代と取手の格差があるんですけど、合併する場合にやっぱり住民に判断を仰ぐという点では、メリット、デメリットをはっきりさせるということが必要だというふうに思うんです。そういう点で、どのような方針で臨むのか、これについてね。お答えを願いたいと思います。

塚本会長

使用料.....。

中島事務局長

今、会長が発言しようとしたんですけども、補足させていただきますと、その議論は、当然、非常な差がございまして、重要なテーマだというふうに事務担当も認識しております。これをどう調整して、どう提案するかについては、使用料、手数料の欄でご提案したいと思っております。きょうも、その使用料、手数料の一部について提案をさせていただきますが、今の問題については、まだ事務調整が整っておりませんので、次回以降の協議会の使用料、手数料においてご提案をしたいと思っております。しばらくお待ちいただければと、そういうことでございます。

塚本会長

ほかにございますか。

高木委員。

高木委員

一つは、これは少なくとも健康・福祉の分野はやられているだろうということでお尋ねをしたいんですが、一般的にお尋ねをしたんでは、また試算はしておりませんというふうにお答えになるかと思っておりますので、一つは、9ページの障害者のはり・灸・マッサージ制度ですね。これは、取手市にあって藤代町にない制度で、取手市の制度を適用し実施する、これは結構なことですが、その際に、藤代町側の方でのこの制度を取手に合わせるための財源はどの程度か、試算はされていると思うんですね。それから、15ページの在宅寝たきり介護慰労金も、同様に取手市の制度を適用し実施をする。その下のはり・灸・マッサージもそうです。この3点程度で結構ですから、どの程度のものになるのかということと、あわせて、もし健康福祉部の所管の中でそういう試算が全体としてやられておれば、それについてもお答えをいただきたいと思います。

それから、もとへ戻って、1ページの福祉施設循環バス運行に関する事業です。取手市の制度を適用し実施をするということになりますと、さくら荘であるとか、藤代町の

福祉施設を循環するバス路線が検討されているのか、これから検討されるのかということで、その際にバスの台数を何台にすればクリアできるのかと、そうした際に財政的にはどの程度のものになるかというようなことについてもお尋ねをしたいと思います。

それから、保育所のところですが、取手市の方では、現在、保育所整備計画というのを検討し、ほぼ計画が決められたというふうに私は思っているんですが、それには、将来、保育所の民間委託、それから、統廃合という計画が俎上に上っているんですが、現制度で実施するというふうにこの調整の具体的内容のところでは書いておるんですが、それは、現制度を適用し実施をするというのは、合併を2005年3月までに行った際に、合併スタートの当初ぐらいは現制度は適用するけれども、その後はその限りではないというふうにおっしゃられると困りますので、現行どおり実施をするのは、いつまでずっと実施をするというふうに考えていいのかわかるかですね。

それから、先ほどのにもう一つだけ加えたいと思いますが、難病見舞金がございます。これの財政的に藤代町さんが取手市の制度に合わせた場合に、どの程度のものが必要なのか。これは、全体として十分精査をすればどういうふうな結果になるかということはあるんですが、今上げた限りにおいては、取手市は現行制度が実施をされていて、藤代町にそれを適用するということになれば、取手と藤代ならしてこうなりますから、取手市の市町村民税の納税額であるとか、1人当たりのですね。1人当たりの所得額であるとかといえば、結構差があるわけですね。そうすると、その財政力を藤代町さんのサービスの向上に使うということになりますから、そういう点では負担公平の原則からしてもどうなのかということもありますので、ちょっとその辺についてお尋ねします。

塚本会長

事務局。

中島事務局長

最初の各調整結果によって金額いかんというご質問に対しては、前段申し上げたとおり、金額を算定するという作業は行っておりません。これから、結果に基づいて、その金額で新市後の財政がやっていけるかどうかということ、最後の財政計画でお示しし、ご説明申し上げますので、それまでお待ちいただければと思います。

したがって、金額がわからないとこの政策のよしあしが判断できないということであれば、そういうご意見かと思うんですけれども、お金という面ではなくて、今こういう施策をどうするべきかという視点でこの事業をやるかやらないかご判断いただければというふうに、事務局は考えております。

また、バス路線等につきましても、基本的にそのような福祉バスを運行していったほうがいいのか、あるいは皆さん方が、これはこれこれの理由でやめたほうがいいのかということでまとまるのか、この結果を受けてやっていくということであれば、合理的な路線についてこれから検討して、その経費はどうなんだと、時間割はどうなんだというように作業をしていくという手順でございますので、現段階では具体的なお答えはできないという状況でございます。

それから、例えば合併時に協定結んで、こういう内容はこうやっていくということが決まるかと思っておりますけれども、その後の担保性はどうかというご質問かと思っております。これは非常に難しい問題でありまして、将来10年にわたって正確に先を予想できるという方は、神様以外にはいないんじゃないかと思っております。経済も動いておりますし、またその時代時代に求められる行政の内容というのは違ってくるかと思っております。そういった中で、新しい市で、新しい市民が、新しい議会が、新しい首長が、それぞれ政策判断をして決定していったら、理論的にはこの決めたものが変更になるということはある得る話

だと思えます。

ただ、手続的には、この新市計画に盛り込まれたものを変更する場合には、議会の議決というようなものが必要になってくるということでもありますので、そういう点では慎重な審議が必要かなということも申し添えたいと思えます。以上です。

高木委員

何もお答えにならないのか、なれないのか、わかりませんが、そういうことでのお答えですと、提案をされているこの事務事業の見直しについて、どの程度の財源が必要になるかもわかりませんが、もとよりあえず提案しますよというようなものですから、責任を持って私たちがそれに賛成する、反対するなんていう態度がとれるわけがないんですが、先ほどは、圧倒的多数で賛成されましたけれども、随分おかしな話で、むしろそういうことであれば、提案をして、議論はして、採決はすべて整った段階ですべきだということに私は思うんです。でなければ、市民に、町民に責任を持って、この協議会のメンバーとして態度を明らかにすることができない。できるとすれば、非常に無責任、不思議な話だということふうに思えます。

塚本会長

高木委員、先ほどから事務局が申し上げていますように、財政問題については別途な形で新市建設計画の中でお示しをするということですので、細かな、これが幾らかかる、何は幾らかかるというお話は、別な機会の中でしていただきたいと思えます。

それと同時に、保育所の整備計画についてですが、ここにはそこまで載っていません。配置をどうするかということで、現行のとおり、今ある施設を合併時には継続しますという提案になっておりますので、取手市で行っている保育所整備計画、これは間もなくできるかと思えますが、新市に引き継ぐ、引き継がない部分につきましては、またその中で議論をしていけばいいのではないかと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

倉石委員。

倉石委員

1ページの2番で、今、高木委員さんも質問をされておりました福祉バスの件についてなんですけれども、現行の調整内容については取手市の制度を適用して実施をするということになっておりました。今、答弁で、運行したほうがよいかどうか検討しながらという、そんなような答弁もあったんですけれども、藤代町においてもぜひ、これから高齢化社会を迎えていますので、お年寄りの方のぜひ足を確保していくと、そういう意味からもぜひ福祉の巡回バスの運行を合併と同時に強力的に、私、進めていただきたい、このことを要望をしておきたいと思えます。

塚本会長

基本的に、調整内容がそういうふうになっておりますので、現行の取手市の制度といえますか、福祉施設等の循環バスを運行するという調整内容になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

ございませんか。

それでは、高木委員、これも採決をとったほうがよろしいですか。

高木委員

はい。

塚本会長

それでは、採決します。

高木委員

とれるんですかね。どれぐらいの財源が必要かもわからないで。

塚本会長

先ほど財源問題については申しあげましたように、高木委員とその部分についてはどこまでいってもちょっと理解を得られない部分がございますので、申しわけございませんが進めさせていただきます。

採決ということでございますので、先ほどと同じように採決をさせていただきたいと思えます。

保健・福祉関係の調整案でございますが、先ほど幾つか訂正された部分がございますが、原案のとおり決定してよろしいでしょうか、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

塚本会長

賛成26ということで、3分の2以上でございますので、保健・福祉関係は調整案のとおり決定をいたしました。

次に、産業衛生関係の41項目についてお諮りいたします。

調整方針は記載のとおりとしてよろしいかどうか、ご意見をお伺いいたします。

倉持委員。

倉持委員

前回も質問をしましたこの補助資料の2ページの6番でございます。農作物被害防止に関することということで、これは調整の内容は廃止をするという形になっております。

塚本会長

先ほど、最初に訂正をさせていただいたのがこの部分です。

もう一度読みますと、「廃止する」を、「病虫害防除協議会の一本化を図り、実施事業については、協議会の中で調整する。なお、大型ヘリによる空中散布は環境保全の配慮から廃止する」に訂正させていただいています。

倉持委員

わかりました。じゃ、もうこれはいいです。さっき、そうだね。

塚本会長

よろしいですか。

倉持委員

はい。

塚本会長

ほかにございますか。

貫井委員。

貫井委員

産業衛生、トータル的な問題なんですけれども、保健・福祉ともちょっとリンクするんですけれども、我が取手市には、西間木病院の例の結核の院内感染の問題がございまして、昨日も5人目の死者が出たということで、内藤助役を委員長とする対策会議立ち上げているんですけれども、殺虫剤とか、そういった部分のそういう結核菌を、やはりいろいろな意味でトータル的に、藤代町においてはそういったまだ事例はないんですけれども、今後そういったこともよくお互いに連携をとって、藤代町さんにも病院ござい



ますし、取手協同病院にも藤代町の住民の方もお世話になっておりますので、そういった連携をよくとっていただきたいと、衛生面で要望します。

塚本会長

ご要望ということですので、承っておきたいと思います。

ほかにございますか。

沼尻委員。

沼尻委員

この項目の中には入っていないんですけども、藤代で農業公社というのがあるんですよね。これは合併した場合にはどうなるんですか。その協議はやられているのか、やられていないのか、ひとつ答弁願います。

塚本会長

農業公社について。

渡辺事務局次長

団体の取り扱いということで、別項目でまた協議するようになります。

塚本会長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

産業衛生関係 4 1 項目ございますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

先ほど来から採決をというご意見ですので、すべての項目について採決とさせていただきます。

産業衛生関係 4 1 項目についてお諮りをいたします。

原案のとおりということで、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

塚本会長

賛成 26 名、3 分の 2 以上でありますので、産業衛生関係の 4 1 項目については調整案のとおり決定をいたします。

次に、建設関係 2 7 項目についてお諮りをいたします。

皆さん方のご意見があればお願いをいたします。

ございませんか。

高木委員。

高木委員

6 ページですが、これは、藤代町の特に農業関係者には増税になる可能性が非常に高いんですけども、「取手市の制度を適用し実施をする。ただし、合併特例法により、藤代町については合併後 5 年間は現行の課税方法で実施をする」ということになっていますが、5 年後には生産緑地ということになるわけですかね。それとも、この時点から生産緑地制度の適用というふうになるんですしたっけ。これちょっと。

中島事務局長

この合併特例法の改正がございまして、以前に税の関係のときにご提案申し上げましたのは、合併した年度ですね。そのときからこの生産緑地制度するかどうかという選択をしなくちゃならなかったわけですけども、合併特例法が改正になりまして、5 年間は課税できないということになりました。したがって、藤代町の農地は、5 年間は市街

化区域内の農地については宅地並み課税を行わない。その後、5年たった後に、4年かけて段階的に、その法律に基づいて段階的に課税額が変化していくということになったと思います。それをあらわしているものでございます。

塚本会長

要は、これは、5年後に農地所有者が判断をして、生産緑地の指定を受けるか、宅地並みの課税を4年間段階的に受けていくかという判断をしていただくということになります。

高木委員

5年間は現行のままと。

塚本会長

そうです。

高木委員

5年後ですね。

塚本会長

5年後に生産緑地の指定を受けるかです。

高木委員

はい。

塚本会長

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

ご意見がないということですので、建設関係27項目についても採決をとらせていただきたいと思います。

調整方針案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

塚本会長。

賛成26名で3分の2以上ということになりますので、調整方針は提案のとおり承認されました。

次に、最後に教育関係40項目についてお諮りをいたします。

調整方針は記載のとおりとしてよろしいか、ご意見をお伺いいたします。

倉持委員。

倉持委員

これは、やはり前回からの引き継ぎの話になりますが、幼稚園の設置の件でございます。この補助資料の2ページ。

幼稚園については、「新市に移行後速やかに調整を図る」という形になっているわけですが、前回の説明の中では、高須幼稚園は17年3月に閉園の予定であるというような説明があったわけでございます。そこで、私は、合併のモデル事業として、全国的に幼保の一元化の問題が叫ばれてきていると。茨城県におきましても、県北の金砂郷町が、幼保の一元化の国のモデル町村にまで指定を受けてそういう事業に取り組んでいるわけです。

ですから、私は、高須という地域的な場所から見れば、ややもすると合併の中から我々は見捨てられてしまうのではないかと、地域的に相当遠いためにね。そういう危惧を地域の人たちは持つ人もいますわけですよ。そういうことを考えれば、むしろ合併のモデル事業となるような幼保の一元化の施設をここに残すことによって、新生の取手市の中で、

高須という地域がまた新たに脚光を浴びてくる、そういう形で何らか残していくことはできないのかという、その前回もそのように沿った形で質疑を多少したんですけども、その後、1カ月たっておりますので、この調整に関してどのような話し合いが行われたのか、お尋ねをいたします。

塚本会長

事務局の方で。

糸澤幹事（説明員）

お答えします。

この点につきましては、前回ご答弁申し上げておりますが、基本的には、藤代町教育委員会が整備計画方針を立てて、現在、合併前に今出ました高須幼稚園の問題について取り組んでおるところでございます。ただし、それは、最終的には議会の議決による、いわゆる幼稚園の設置条例の廃止の問題が残っております。それが可決されなければ、この整備計画は新市に移行して引き継いでいくということになるかと思っております。

その後の話し合いということですが、取手市の教育長さん、藤代の教育長等で、この問題についてはご案内の今ここにのっている方針で進めているところでございます。以上です。

塚本会長

倉持委員。

倉持委員

取手市の教育長、藤代の教育長、その後がよく聞こえない、聞き取りにくかった。

塚本会長

私もよく聞き取れなかったのですが。

倉持委員

取手市の教育長と藤代の教育長のところは聞こえたんですけども、その後がよく聞き取りにくかった。

糸澤幹事（説明員）

申しわけございません。じゃ、座らせてマイクに近づいて申し上げたいと思います。

要点だけ明確にしたいと思いますが、お手元の資料の具体的調整内容で現在も進行しております。そこで、ただし、今、倉持委員からありましたように、高須幼稚園の廃止云々という問題につきましては、合併前の藤代の教育委員会としての方針の取り組みでございますので、その問題は、最終的には藤代町の議会が最終的に条例の廃止を議決しないと決定ができませんので、それができない場合には、新市に移行後、それを藤代の基本整備方針を引き継いでいくという内容でございます。

倉持委員

私は、高須幼稚園は藤代の取り組みだという形じゃなくて、むしろ合併のモデル事業として高須幼稚園を国の方に申請でもして、そして、幼保の一元化のモデル事業をここに取り入れたらどうかと。もっと合併を前向きに活用したらどうなんだということを言っているんですけども、これは事務方ばかりではなく、やっぱり会長、副会長の考え方もあると思いますので、ぜひ私は、会長の英断でもって、この高須幼稚園にそういう事業を取り入れていくという形で、存続の方向でこの合併協議会で打ち出していれば、私は一番いいんじゃないかな。

むしろここにモデルの幼保の一元化、まだ茨城県でも幼保の一元化の事業に取り組んでいるのは金砂郷町だけですから。私たちは幼保の一元化の視察を全国的な規模でもやってきたんですけども、東京の千代田区なんか、あのだ真ん中で藤代町より夜の人口

は少ないんですよ。昼間は、何百万人という人があの何十階建てのビルの中で生活したり、いろいろしていますから、そういうところでも幼保の一元化を積極的に取り組み出しているんですよ。

だから、少子化の中で、子供たちの幼児教育をどうするかということは、これは長の考え方ですから、ですから積極的に私は取り組んでほしいと。合併協議会の中でそれを打ち出してほしいと、前向きに対処してほしいと思います。

塚本会長

倉持委員からありましたように、今、子育て環境をどうやってつくっていくかということと、それと同時に、今、幼保の一元化が全国的にも話題になっていますが、取手市においても幼保の一元化について取り組みをしているところでございます。高須幼稚園が云々というよりも、私自身は、新市になっても幼保の一元化というのは必要なものだと思っておりますので、保育所行政、幼稚園行政、私どもの方には私立の幼稚園しかございませんけれども、そういった幼保一元化の施策は、ここには載っていないにしても、やっていかなければならない施策だと考えておりますので、その部分についてはご理解をいただきたいと思います。

箇所づけの問題については、ここがいいか、どこがいいかという話はまた先の話の中でさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

ほかにございますか。

沼尻委員。

沼尻委員

6 ページ、学校給食に関することなんですけれども、一本化を図り実施するというのと、なお新市に移行後速やかに検討するというふうに二本立てになっているんですけれども、まず両方の……。

6 ページです。新しく出されたもの。

〔「まだ」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

まだ、これから提案しますので。

貫井委員

議長。

塚本会長

貫井委員。

貫井委員

ページ6 ページのナンバー 1 1 社会科副読本の作成に関するところでございますけれども、新市において新たに作成する、藤代さんについては平成 1 5 年度より実施予定と。まず、平成 1 5 年度より実施された藤代さんの社会科副読本を、後でご提示していただければありがたいと。

私は、現在、取手市の市民といたしまして、北原保雄筑波大学学長とか、あと、東京都の石原都知事のもとの福永副知事、いずれも取手市民なんですけれども、郷土の偉人ということを自分も勉強しておりまして、利根運河を開発しました広瀬誠一郎さんの、講演会、展示会が、埋蔵文化センターで開催され、非常に教育委員会に感謝しますが、文化勲章をいただいた武藤 清博士とか、新住民の代表としては本多重次とか、坂口安吾だとか、いろいろな方がいますけれども、藤代町さんにおいても、私、この協議会で申しました、アララギ派の有名な、全国北海道から九州まで約 2 0 0 何カ所の句碑がある高野素十先生ですね。そういった方々、あと、岡古墳群だとか、そういう社会

科副読本で藤代町もこういったすばらしい人が出ているんだと。マイナス思考で、何かだめだ、だめだってね、とんでもないことを言う方々もいるんですけども……。

〔「だれも言ってねえよ」と呼ぶ者あり〕

貫井委員

一部聞こえてくるんですけども、そういう藤代町さんのプラス思考というか、郷土の偉人ね、こういったのもどンドンやはり全国に発信していただきたい。だから、15年度につくられた副読本というのはいかなるものかと、それちょっと確認したいと。以上でございます。

塚本会長

この調整内容……。

〔「前置きが長過ぎる」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

副読本は、基本的に新たに作成するということになっておりますので、ご要望等があれば作成委員会なりができるでしょうから。その中で中身については議論をしていただきたいと思います。ここでは、あくまでも調整内容として、副読本を使うのか、使わないのか、今後。これは作成するという調整でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

貫井委員

後で藤代のだけ見せてください。

塚本会長

はい。

高木委員。

高木委員

1ページの学校と幼稚園の設置なんですけど、今も議論がありましたが、どうやら藤代町さんの教育委員会は高須幼稚園を廃園にする動きのようです。議会の議決をしなければならぬということで、議決の前に廃園の具体的な事務をやること自体、私は、条例に違反をするんじゃないかというふうに思うんですが、条例が、まだ二つの幼稚園があるにもかかわらず、それを1園廃止するというのはおかしな話なんですけれども。

〔「それは相手の問題だろうよ、余計なお世話だろうよ」と呼ぶ者あり〕

高木委員

合併をするかしないかの相手のことですからね、随分大事な話なんで。

それで、これも学校の方は一本化を図り実施をする、幼稚園もそうですが、「なお……」、「なお」というふうについていまして、先ほどの幼稚園とは違って、幼稚園の場合は現行どおり実施をするということになっているんですが、ここはちょっと違うんですね。学校の統廃合とか、幼稚園の廃止について、今の議論であった高須幼稚園ですか、それについては現状は、わかったんですが、学校についてそういうことの検討はまさかしていないと思いますけれども、どうでしょうか。

それが一つと、それから、公民館ですが、公民館は……。

塚本会長

何番ですか。

高木委員

17ページですね、27番。取手は7館で中学校区単位で、藤代町は小学校区単位ということで、地域のコミュニティーとか、あるいは生涯学習、社会教育活動の拠点とし

での役割が、そういう点では藤代町さんの方が随分すぐれているというふうに私は思うんですが、この点について調整を図っていくというのは、この役割を一層強化するように図っていくというふうになるんだと思うんですが、とすれば、藤代町さんの方に小単位のものの方向で調整を図るべきだと思うんですけども、そんな検討はどういう経過になっていますでしょうか。以上2点。

塚本会長

お願いします。

山口幹事（説明員）

取手市の教育委員会の山口です。

1点目は、学校の問題でございますが、学校の問題、今現段で委員会として部会で調整しているものは、学校の廃止等については考えておりません。現状で移行していくというようなことで考えておるところでございます。

そして、特に藤代町については、藤代案を移行して調整していくというようなことでございます。

それと、公民館の問題ですが、前回の協議会でも意見をいただいたところでございますが、公民館の設置基準としましては、地域の実情、さらには、その利用の現状等を踏まえて、それぞれ藤代町、さらには取手市ということで設置しておるところでございます。でありますので、この現状は、移行しながら一本化を図って存続していくという考えでございますが、ただ、新市に移行後、前回も申し上げましたが、中央公民館等一部老朽化しているところもあります。このようなことも踏まえて、新たな配置の件については新市に移行後調整をしていきたいと、かように思っています。以上です。

塚本会長

高木委員。

高木委員

公民館の方ですが、老朽化した公民館の建て替え等が起こってくる場合には、廃止というようなことについても検討されるということなんでしょうか。

山口委員

取手市の場合を申しますと、1館2制度ということで、取手の中央公民館が条例化され、さらには、福社会館としても制度が併用化しているような状況でございます。で、建設設置以来、年数が30年から経ておまして、劣化も激しいというような現状にもありますが、新市に移行の際、藤代域を踏まえた中での配置計画等も調整をしていきたいというようなことでございます。

塚本会長

高木委員。

高木委員

そうしますと、取手市の中央公民館は、現在、福社会館ということで設管条例で運営されているんですが、福社会館という用途に変更していくというようなことで検討されているという、今の答弁は。

塚本会長

そういうふうには言っていないと思います。

要は、確かに取手市は、基本的に中学校区を基本に建てていますし、藤代町の公民館については若干違う考え方で整備をされてきたものがあります。それと同時に、施設自体も取手市で言っているような公民館の施設でない部分もあるわけですね。ですから、その部分については、今ある公民館としてはすべてそのまま継続するとか、廃止

をすることなく公民館として位置づけをしますよと。ただ、その中身については、今後新たな市の中で検討調整を図っていくということですので、ご理解をいただきたいと思うのですが。

高木委員

中央公民館について何かおっしゃったでしょう。

塚本会長

取手市の場合の中央公民館というのは福社会館との併用施設になっていますということを申し上げただけです。

高木委員

それだけですか。わかりました。

塚本会長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

ほかに意見がないということですので、最後に、教育40項目についても採決をとらせていただきたいと思います。

調整方針案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

塚本会長

26名の賛成であります。3分の2を超えておりますので、教育関係40項目については調整方針案のとおり決定をいたしました。

会議を開始してから1時間半経過をしておりますので、ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。3時40分から再開をいたします。

休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時40分再開

〔三浦 哲委員退席〕

塚本会長

それでは、再開をさせていただきます。

「協議事項第11号 条例・規則等の取扱い」を議題といたします。

事務局の調整案は、「取手市の条例・規則を適用する。ただし、藤代町のみある条例・規則等のうち、新市に引き継ぐものについては、現行の制度を踏まえて調整するものとする。また、事務事業の調整と関係する条例・規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする」になっております。

この案に対しまして、ご意見はございますか。

小泉委員。

小泉委員

一つ確認をお願いしたいのは、この案の「事務事業の調整と関係する条例・規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行う」というのは、合併前に、例えば藤代の事務事業の内容を使うような場合は、合併前の取手市の条例・規則を藤代のその内容に合わせて事前に改正するという事なんでしょうか。

塚本会長

お願いします。

中島事務局長

お見込みのとおりでございます。

小泉委員

それで、この合併は、先ほど、ほかでも取り入れられた先進的な方式だという対等合併・編入方式ということでございますが、その対等合併というのは、いろいろなことを対等に話し合っていくというふうに私は理解しておりますが、この条例・規則の扱いにおいて、事務事業の調整と関係する条例・規則についてそういうようなことをすると。原則的には取手市の条例を使うということに提案されておりますが、直接的に事務事業にかかわりのないところにも、具体的にはかかわっていないというような基本的な条例とかいろいろあると思いますが、そのようなものについては取手市と藤代での協議というのは行われていないのでしょうか。

塚本会長

事務局。

中島事務局長

ご質問がちょっと抽象的でございますので、具体的におっしゃっていただいて、またお答えしたいと思います。

塚本会長

小泉委員。

小泉委員

例えば、直接的に事務事業にかかわっていない条例というものについて前回ちょっとお話ししたら、藤代町は法人格がなくなるんだから取手市の条例なんだみたいなご意見もちょっと委員の方から出たように思いますが、やはり対等合併・編入方式ということを考えれば、対等に直接的なそういうものじゃないものについても協議する可能性があつてしかるべきだと思うし、私は、藤代の条例の方がすぐれていると思われる条例もありますので、そういうものについて藤代の条例を取り入れるような協議が行われるべきだというふうに思っております。前回の藤代町議会の総務委員会で町長にそのことを質問いたしまして、副会長が、町長としてそういう方向で努力すべきではないかという私の質問に対して、そのように思うという答弁をしていらっしゃる中で、私が特に取り上げたいのは、この前も申しましたとおり、図書館設置条例、図書館協議会設置条例、政治倫理条例の3点なんですけれども、これらについてはどちらの条例を使うとか、この条例のここがどうだとかというような協議をされたかどうかをお伺いしたいと思います。

中島事務局長

ただいまの具体的なお尋ねに関しましては、この条例・規則の調整項目にありますように、法形式的には編入合併でございますので、合併と同時に取手市の条例の内容になるということでございます。この協議会で、今の内容についての特に事務調整をしておりますので、決めておりませんから、内容は合併と同時に取手市の条例に一時なると、こういうふうにご理解いただければと思います。

塚本会長

小泉委員。

小泉委員

そうすると、それを改正するとなったら、新しい取手市で条例改正案を出すという形になるのかなとは思いますが、藤代町と取手市の合併のメリットというのは、私は、さまざまな合併特例債による事業だとか、それから、新たなサービスが行われるとかと



ということだけではなく、よりよい条例を持つということが、やはり住民にとっての合併のメリット、大きなメリットではないかというふうに思っているんですね。

なぜ、図書館設置条例、図書館協議会設置条例が、私、藤代の条例の方がよいというふうに思っているかということをおっしゃっていただくと、ここにある事務事業の調整と関係する条例ではないものについても対等合併・編入方式でいていただきたいということをおっしゃって、ちょっと主張させていただきたいと思うんです。

藤代町の図書館設置条例、図書館協議会設置条例というのは、長い間の図書館建設準備委員会の要望を十分に取入れた非常に民主的な条例になっておりまして、住民の意向が図書館の運営にも反映されるような協議会メンバーの公募などがきちんと位置づけられております、図書館協議会設置条例です。

図書館設置条例の方は、館長の司書資格と豊かな経験というのが入っておりまして、また住民の知る権利というものも条例によって保障されているということで、ただここに図書館を設置するという条例とは質的に違うというふうに思っております、こういう条例を持つということは合併による取手市民のメリットであると私は考えているので、そういうことを多く、広く広めたいと。

それから、政治倫理条例につきましては、藤代の政治倫理条例は政治倫理審査会が原則公開となっております、取手の条例は原則非公開ということになっております。それから、私たち政治倫理で規定される者たち、首長とか、議員とかに対して、藤代の条例の方が厳しい。ということは、市民にとっては藤代の条例の方がメリットがあるというふうに私は考えております、そのような条例を持つというのが合併の一つのメリットではないかと。

その点で、直接事務事業にかかわりのない条例についても対等合併・編入方式で行っていただくことはできないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

塚本会長

事務局。

中島事務局長

それでは、まず合併協議をなぜ行っているのか、どうやっているのかということをご説明して、今、ご提言あったテーマがなぜ出てこないかということを含めてお答えしたいと思います。

合併協議に関しましては、当然、取手市と藤代町で大きく内容の違うもの一つ一つ話し合いをしております。それを新市になったときにどうするかという結論を出すと、この作業を進めておりまして、かなりの数になっております。再三申し上げておりますが、全部の数はカウントしてございませんけれども、2,000項目以上になるのかなと思っております。

それで、この協議会で、そのテーマを違いがあってこうするという、このように提案をさせていただくものは、大別すると二つございます。それは、前回もご説明申し上げましたが、住民生活に直接影響のある事務事業について、二つ目は、行政の根幹にかかわるものについてというふうに大別してご提案申し上げているということでございます。

今ご指摘の図書館長に司書を置くべきではないかということについても、事務当局としては、取手市は一般の職員で対応、藤代さんは司書職ということでやっておることは認識しております。

なぜ取手市で館長職に司書職を置かないかという理由につきましては、平成12年度に図書館法が改正されまして、幅広い人材を充てることが可能になりました。もちろん司書職を充てるということをお制限しているものではございませんが、限定したものを館

長に充てるということを協議会でお決めいただくということになりますと、実は、これは、首長の専権事項であります職員の人事管理上の権限を制限するということにもなりかねないと考えましたので、これは新市に移行して、人事の面でそういう館長さんに司書職を置くか置かないかは新しい首長に判断してもらう分野ですということで、こういう協議事項にはお出ししていないという状況でございます。

また、政治倫理条例についても差のあることについては認識しておりますが、なぜ協議会で議論しないかという理由につきましては、総務消防部会の副会長である取手市の総務部長から説明を申し上げます。

塚本会長  
日貝委員。

日貝委員（説明員兼）

それでは、「陋巷に径あり、多弁に曲あり」と申しますので、簡潔明瞭に答弁申し上げます。

政治倫理条例につきましては、ご承知のように、取手市が平成13年3月、藤代町が平成11年8月と、こういう時期に議員提案議案として提出されて可決、施行されたと、こういう経過がございます。両条例を見ると、やはり小泉委員おっしゃるように、幾つか異なる部分があると、異なる条項があるということで、具体的には第8条、また藤代町の条例の第4条、第16条等々であります。

本条例は、冒頭申し上げましたように、議員提案という形をとっております。これは、まさにダイレクトかつポジティブな形式をなしているということで、議員の意思ということが最大限やはり尊重されなければならない条例と、こういうふうにとらえております。これは、取手市も藤代町とも同様に受けとめられております。こういうところでございます。

そのような中で、今回の合併形態をかんがみると、まずは、新市発足時は取手市の政治倫理条例を執行させていただきまして、その後、やはり大きな検討課題事項として、新市新体制の中で十分ご議論、ご判断をいただきたい、こういうふうに事務局としては結論に至った次第でございます。極めて合理的な結論だと思っております。

塚本会長  
小泉委員。  
小泉委員

そちらではそのようにお思いかもしれませんが、対等合併・編入方式ということから考えると、その今のお答えについて言うと、議員の意向が最大限尊重されるとすればどちらにも同じに尊重されるべきであって、では住民にとってどちらがいいのかという観点がちよっと抜けるんじゃないかなというふうに私は考えます。

それと、先ほどの図書館の件ですが、長の人事権というのは当然あるとは思いますが、けれども、そのような、例えば、ただの司書資格ではなくて、司書としての経験も踏まえて司書資格ということをしておりまして、そういう制度を保障しておくということが住民にとってよりよい図書館ということで私は考えられると思いますし、文部科学省の方でも、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準という中では、やはり法律的には緩和しましたけれども、図書館館長は司書であることが望ましいと、そういう方針になっておりますので、この条例をぜひ残していただきたいというふうに思っております。

それで、副会長にお伺いしますが、こういう条例は残すよう努力すべきではないかと言ったら、そうだというふうにおっしゃいましたが、副会長はどのように努力をされていらっしゃるんですか。

小林副会長

今後のこれらを生かす中で対応していくのが一番ベターであろうと、こう思っておるわけでありませぬ。例えば、図書館長の職を司書に限定すべきという、これらの対応の問題ではありませぬが、これらは司書に限定するとは明記はしてないで、委員の発言を尊重するような考えで、新市に至っては対応していくのが一番ベターであろうと、こう思っておるわけでありませぬ。

そういうことで、図書館法の旧法ですか、13条、国から図書館の補助規定による補助金の交付を受けようとする地方公共団体の設置する公共図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならないということで、これは全部が削除されたのが平成11年の7月であります。やはり平成13年の7月に文部科学省の告示で、館長は、図書館の管理運営に必要な知識、経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるようふだんに努められるものとする。そして、館長となる者は司書となる資格を有する者が望ましいというふうに2番目に書いてあるわけですね。そうすることによって、この新しい13年の7月の法律には、館長は司書となる資格を有する者が望ましいとなっている以上、やはりそのように対応するのが至当だろうと、こう思っております。この図書館の場合はね。

塚本会長

私の方から。

先ほどの政治倫理条例の問題につきましては、総務部長が答えたように、議員提案ですから、皆さん方の中で新たなここで結論を出すべきだということであれば、それを調整項目に加えることも可能だと思いますし、とりあえず新しい議会ができた中でもう1回やろうということであれば、そういうことも可能だと思います。

また、図書館の問題でございますが、小泉委員のご意見は藤代町の図書館設置条例の中に、当然取手市と違う部分があつて、住民にとってすばらしい条例だからこちらを選択すべきではないかという意見だと思うんですね。先ほど副会長からありましたように、12年に改正になって、取手市もそれまでは図書館長は司書とするとうたつておりました。なぜ国の法律が改正になったのかという部分に関して言えば、幅広い知識を持った方を館長として登用すべきではないか、司書だけに限らず、図書館の運営というのはそういった中で門戸をもっと広げた形と私自身理解をしております。ただ、小泉委員がおっしゃるように、私、図書館に7年おりましたので、図書館の重要性といいますか、そういったものは十分わかっているつもりです。私も司書ではございませんので、一般行政職から図書館に7年行って、いろいろ図書館の運営もさせていただきました。

私は基本的に、行政マンであっても、司書の資格を持っていても、幅広い視野に立てる方が図書館の運営を行うべきだと考えております。今まさに市民のためとおっしゃいましたけれども、私としては藤代町の条例と比較すれば、取手市の条例の方が市民のためだという認識を持っております。そういった意味で、図書館の重要性といいますか、それは当然私自身もわかっておりますし、市民の方からもいろいろのご意見をお聞きしながら管理運営をしていくということから、条例は、幅広い範囲の中で選択ができるような現行の取手市の条例で私は対応すべきだと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

高木委員。

高木委員

取手市の条例・規則を適用するというので、ここでまた決まりますと、先ほどちょっと事務局長がおっしゃった保育料等の違いですね。今、藤代町と取手市の保育料、約

平均的に見ると、ほぼ3万円程度取手の方が高いんですね。この調整というよりも、この条例を決めてしまうと、取手市の条例にのっとってやるということになるんだと思うんですよ、後から協議するとおっしゃいましたが。あるいは、介護保険でも保険料に違いがありますし、国民健康保険でも違いがあります。取手の方がサービスがよければいいんですが、例えば、介護保険料は、基準額は取手の方が高いですね。とりわけ問題なのは保育料なんですけれども、ちょっとその辺の議論は、先ほどのお答えとこの条例との関係はどういうふうに整理されますか。

塚本会長

事務局。

中島事務局長

対等合併・編入方式というようなことでございますけれども、法形式的には編入合併ということでございます。そうしますと、条例・規則すべての事柄について取手市の現行の内容になって、今の藤代地域も行政を行うということが当然でございますけれども、対等合併・編入方式という趣旨を生かして、一つ一つ話し合いをしてまいります。それによって、事務事業の調整結果、藤代町の制度を新たに取り入れるような事態が生じた場合には条例を直していきます。そのような基本的な考え方を皆さんにご理解いただきたいというような内容です。

ですから、もちろんこれから提案します保育料の問題等につきましては、使用料、手数料で提案申し上げて、それが今の取手市の制度と違った場合には取手市の条例を直しますと、そういう意味でございます。ご理解を賜りたいと思います。

塚本会長

高木委員。

高木委員

理解しろと言われても理解しづらいんですが、それだったら、先に保育料そのものについての議論をして、条例についてどうしましょうかというふうにやるべきでしょうよ。条例を先に確認しておいて、取手市の条例、高い方の、保育料で言えばですよ。高い方の条例を皆さんで26対2とかで決めてしまって、その後、保育料が高い、安いと議論できるんですか、実際。

塚本会長

高木委員、それは今これから、先ほどから言っていますように使用料、手数料関係は、この後、皆さん方にお示しをする、調整をしてから調整案として出すと。その段階で取手市の条例と違っていれば、それは改正案として出しますと事務局は申し上げていると同時に、私も申し上げていますので、どちらが先かということではなくて、それは調整項目の中には載っていますので、だまし討ちみたいな形で、それをもうこの条例で決まったから取手市の形でいきますということは申し上げていませんので、ご理解を賜りたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

高木委員

これはもっとも、ここで確認されても最終的には議会の議決ですから、条例はね。

塚本会長

ですから、お互い両市町がここで揃ってそういった協議をしているわけですから、そこは、やっぱり真摯にここで決まったことについては、議会の中できちんと調整を図って条例案として出していくわけですから、高木委員は反対をなさるかもしれませんが、しかし、協議会の場としては、多数決だと言われるかもしれませんが、大多数のご意見でまとめさせていただくというのがこの協議会のあり方だと思っております。先ほどの保

育料、それから、国保等々の違いがあることはもちろん私もわかっております。これは、まだいつまでに調整できるかわかりませんので、ここで先に条例の調整という形で、議論をしていただきたいと思います。当然、変わってくればこの中で皆さん方にご議論いただくわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

高木委員

そうしますと、その条例の事務事業の議論の中で、保育料であるとか、その後の修正については、合併以前にやるというふうに考えていいわけですね。必要が起きた場合は。

塚本会長

事務局。

中島事務局長

お見込みのとおりです。合併前ですから、3月定例会とかあるいは臨時会とかという取手市の議会でご審議いただくということになります。

高木委員

ちょっと待ってよ。合併後という……。

〔「合併前」と呼ぶ者あり〕

高木委員

取手市の議会。合併の協議会で議論するということですね。

塚本会長

高木委員、ここで議論をして決まったもの、それが今の取手市の条例と違っているのであれば、合併前までに取手市の議会には、ここで決まった形のを提案していきたいということ。わかりますか。

高木委員

そうしますとね、この条例の議論は合併協議会としては終わりだということ、条例は。修正は……。

塚本会長

ですから、例えば先ほどおっしゃられた国保、介護保険等と使用料、手数料等で違う部分がありますから、その中で、基本的に取手市の条例にするといった部分でそれとそぐわない部分が出てきた場合については、取手市の条例を合併までに改正しますということ。

高木委員

わかりました。

塚本会長

倉石委員。

倉石委員

先ほど小泉委員さんの方の質問の前段になるんですけども、ここで見ると、「取手市の条例・規則等を適用する。ただし藤代町のみある条例・規則等のうち、新市に引き継ぐものについては現行の制度を踏まえて調整をする」、このようになっているわけなんですけれども、それは、わかりやすく言えば取手市にない条例・規則、だから逆に言えば、藤代町のみある条例と規則をそのまま引き継ぐというのはすごくわかりやすいんですけども、この中で調整をするとうたっているんですね。その場合、どのように調整をしていくのか、その点だけちょっと伺いたいと思うんですけども。

塚本会長

事務局長。

中島事務局長

基本的には、藤代町で今行われている制度をそっくりそのまま引き継ぐということを中心に調整を考えておりますが、中には、物によって一部分見直しするものもあるかもしれませんので、そのように表現させていただきました。ご理解をいただきたいと思っております。

塚本会長  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塚本会長  
それでは、この条例等につきましても採決とさせていただきます。

「協議事項第11号 条例・規則等の取扱いについて」は調整案のとおりとすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

塚本会長

先ほど三浦委員が、退席しましたので、27名中24名の賛成になります。よって、3分の2以上の賛成がありますので、「協議事項第11号 条例・規則等の取扱いについて」は調整案のとおり承認されました。

それでは、次に、提案事項に移ります。

これは、会議の進行の申し合わせにより、本日は説明と質疑を行います。次回の協議会で決定することで進めさせていただきます。

それでは、「協議事項10号 各種事務事業の取扱いについて（その2）」の説明を事務局よりお願いいたします。

小坂橋事業調整班長

それでは、「各種事務事業の取扱いについて（その2）」をご説明させていただきます。

協議会でご協力いただくべきものとして、約250目ということで先般ご説明しておりますが、前回、227項目を提案しました。その残り、調整等に時間を要することから今回ご提案となりまして、その項目が7項目ほどございます。そして、各種事務事業の取扱い（その2）として、今回ご提案させていただくことになりました。

なお、各種事務事業につきましては、今後、事務すり合わせ等で協議会においてご協議いただくべきものとなりました場合は、その都度、その3とその4というふうな形でその都度ご提案させていただきたいという考えを持っております。

説明に当たりましては、前回同様、特に事務事業に相違のあるものにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。今回、関係項目が、健康・福祉関係と教育関係でございますから、一括説明ということでご了解いただきたいと思います。

また、事務事業番号につきましては、前回の続き番号となりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、お手元の資料、「協議事項第10号 各種事務事業の取扱いについて（その2）」の3ページをお開きください。

90番の精神保健に関する事業につきましては、精神障害者の社会復帰を促進する目的といたしまして、両市町同一内容となっております。また、91番の感染症予防対策会議につきましても、感染症を未然に予防することを目的としまして、両市町同一内容でありますことから、双方とも調整内容は「一本化を図り実施する」でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

92番の身体機能再生プログラム事業につきましては、高齢者介護予防事業といたしまして実施しております。既に実施している生活機能調査により、元気な高齢者と位置

づけられた者を対象に、健康の維持・促進を目指し、医療費の軽減を図ることを目的に行われるものでございます。調整内容としましては、「取手市の制度を適用する」という調整内容でございます。

93番のボランティアセンター運営に関することにつきましては、取手市は福祉に関するボランティアのみの社会福祉協議会さんへ委託されておりますが、藤代町におきましては福祉のみならず総合的なボランティア活動の支援と差異はございますが、取手市におきましても、平成16年度から総合的なボランティア活動を支援するための組織を考えておりますことから、調整内容といたしましては、「一本化を図り実施する」でございます。

5ページをお開きください。

94番の児童クラブ事業に関することにつきましては、開設時間と指導員の賃金に違いはございますが、同一事業でありますことから、調整内容は「一本化を図り実施する」というものでございます。

なお、指導員の賃金でございますが、1時間当たり、取手市は770円、藤代町が850円となっておりますが、有資格者は850円、無資格者が770円とすることで既に調整が済んでおります。

また、開設時間は、取手市が午後6時までに対し、藤代町は午後6時までと午後5時15分までの二通りがございます。平成16年度には、藤代町においてもすべて午後6時までに統一されますので、申し添えいたします。

6ページをお開きください。

41番の学校給食に関することにつきまして、取手市は自校方式、藤代町がセンター方式と方式に大きな違いがございます。双方とも方式に不都合が生じていない現状や、保護者等の調整が必要であるため、調整内容は、「一本化を図り実施する。なお、新市に移行後速やかに検討する」でございます。

なお、給食費の格差につきましての内容は、両市町とも同じような献立で、負担は食材のみでございます。格差についての主な理由といたしましては、取手市は地元米の購入補助と牛乳配達補助を行っており、藤代町はパン購入の袋詰めの経費が食材に含まれていることから、新市において統一する必要性がございますことを、ここで申し添えておきます。以上でございます。

7ページをお開きください。

42番の、社会体育施設に関することにつきましては、取手市はグリーンスポーツセンター、藤代町は総合公園でございますが、それぞれ設備、管理形態等に違いがございます。特に、管理形態につきましては、取手市は、運営はすべて教育委員会ということでございますが、施設の管理につきましては、体育館は教育委員会、野球場及びテニスコートは建設部が管理いたしております。一方、藤代町では、運営、施設管理とも教育委員会で一括管理しておりますことから、組織のことも踏まえて今後調整する必要がございます。その他につきましては、すべて共同利用が図られておりますことから、調整内容は「一本化を図り実施する」でございます。

なお、料金につきましては、使用料、手数料の取扱いで、次回ご提案させていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

塚本会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対してご質疑がありましたらお願いいたします。

沼尻委員。

沼尻委員

それでは、まず94番児童クラブ事業に関する件なんですけれども、指導員の賃金の格差において有資格者というふうになっておりますが、現在、藤代は、有資格者と無資格者ということで有資格者が必ず1名まじるというふうになっておるんですが、取手は、全部が無資格者という形で運営されるようですが、この点については合併後はどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

塚本会長

事務局。

北垣幹事(説明員)

クラブの指導員につきましては、取手市の場合でも保育士の資格ですとか、有資格者の方もおりますが、それらもすべて含めまして同じ賃金単価で行っているという形になっております。実際には、藤代町も同様のことになっておるということでありますので、そういった実情をかんがみまして格差があるということで、資格の有無について850円と770円という形での格差をつけていくという方向づけで調整をしていくということになっております。

沼尻委員

ちょっとわからないのですが、そうすると、有資格者に対しては合併後も850円払うと。そして、無資格者に対しては770円でやると、こういうことなんですか。

北垣幹事(説明員)

はい、そのとおりです。

沼尻委員

それから、もう一つね。これは、藤代の方なのですが、指導員数でちょっと違うところがあるんじゃないかと。常時、これは3人でなくて、4人のときもあるんじゃないか。取手の方は4人、3人というふうになっているんですけれども、取手これは常時4人のことを言っているんですか。それとも、3人のときも4人のときもあるということなんだけれども4というふうに数字を出しているのか。そこらの違いについてちょっとお願いしたいんです。

北垣幹事(説明員)

これは、人数につきましては、これは取手市も藤代町も同じですが、10人以下の場合2人、それから、11人から35人までが3人、それから、36人から以上が4人ということで配置しております。これは、全員の常時というか、指導員全員の数であります。したがって、交代で休みを取ったり、勤務日が違いますので、これがフルに出た場合の人数であります。

なお、井野小のところと宮和田小の方のところ6という数字が出ておりますが、これについては、障害をお持ちのお子さんを保育するということで、今申しあげました基準以上の指導員を配置しております。以上です。

塚本会長

はい。

沼尻委員

もう一つ、事務協議の中で聞き漏れるところによると、今後、合併した後に保育料も取るような検討をしているという話をちょっと聞いたんですけれども、その点については協議したのかしないのか。したとしたら、どういう結論を出しているのかですね、その点、答弁願いたいと思います。



塚本会長  
事務局お願いします。  
北垣幹事(説明員)

具体的な協議はしておりませんが、全体的に、運営費といいましても、これはほとんどおやつ代とか、そういったものの実費をいただき、それをおやつ代にしているという形になっておまして、年々、児童クラブで預かるお子さんの数が増えておまして、指導員の賃金もかなりの負担になっておりますので、千葉県方面でも、かなりの市町村でこの実費以外の保育料を既に徴収しているという地区もあります。そういう話題は出ておりますが、じゃこれから今後どうするかという協議についてはまだ具体性を持っておりません。以上です。

沼尻委員

その次に、41番の学校給食についてお伺いをするんですが、取手と藤代の違いについて先ほども説明がありまして、父兄との話し合いもしながら新市に移行後検討するというふうになっていまして、具体的にこれまで事務方としては、取手の自校方式を取り入れたほうがいいのか、あるいはセンター方式にしたほうがいいのか、そういう意見交換がこれまでなされているのかどうなのか。もしなされたとすればどういう内容でなされているのか、ひとつ答弁願いたいと思います。

塚本会長  
お願いします。  
山口幹事(説明員)

取手市の教育委員会の山口と申します。今のご質問についてご説明申し上げます。

藤代町の給食を所管とする教育委員と協議をしましてまいりました。そして、この自校方式とセンター方式の内容というものをすり合わせる中で、特に、今後合併したときにいかにしたらよろしいかというようなことをやったところですが、既にこの事業につきましては、当初から藤代町の場合はセンター方式、取手市の場合は自校方式ということで既に各学校、さらに、藤代町の場合は別個給食センターというものが設置されております。これが、移行した場合に、例えば自校方式とした場合には、藤代町の各学校に調理場をまず設けなくちゃならないという一つの課題があります。センター方式をとった場合には、逆に取手市の中に新たな給食センターというものを設けなくちゃならない、このようなことの比較検討をしましてまいりました。事務的には、結論にはどちらをとるかというのは、メリット、デメリットを比較する中であるわけですが、結論に至らなかった。

当然、これを利用する児童生徒を代表するPTAというものがあるわけですが、やはりそれぞれ今まで長年の間、自校方式、さらには、センター方式で執行してまいりましたので、どちらとも言いがたいところがあるということから、その利害関係者と、新市に移行後、今後調整を重ねた上で検討していこうということでの内容でございます。

塚本会長  
沼尻委員。  
沼尻委員

その審議の過程で、民間委託というような話は出ておらなかったんですか、その点、ひとつお伺いいたします。

山口幹事(説明員)

取手市の場合、自校方式としながらも、18校、小学校、中学校入れましてあるわけですが、それぞれ平成13年度から、3カ年事業ということで2校ずつ、今現在6校の、民間委託を実施しておるところでございます。

今後も、地方分権等による規制緩和も踏まえて、またさらには、職員の労働の緩和というものを踏まえて、民間委託というものも一部並行してやっていこうという考えではありますが、ただ、合併後のことについては、まだセンター方式、さらには自校方式というものが定まっていないものですから、これについては新市に移行後調整していきたいと、かように思っています。

塚本会長

よろしいですか。

沼尻委員

はい。

塚本会長

ほかにございますか。

倉石委員。

倉石委員

5ページの先ほどナンバー94の児童クラブの件についてなんですけれども、先ほども沼尻委員からも質問ありまして、一本化を図り調整をするということになっていきますけれども、この中で、ぜひお母さん方から、できれば時間の延長をしていただきたい。このような意見も大分ありますので、ぜひこの調整の話し合いの中で、そういう時間の延長も考えていただきたいと思うわけなんですけれども、どうでしょうか。

塚本会長

現在も、これは事務局で多分話し合いできて、それで決まるというものではございません。保育所の時間等についてもそうですし、いろいろなサービスにおいても今の状態でいいかどうかという判断はあります。取手市においても、今そういった要望も出ております、児童育成クラブの問題ですね。いずれにしても、この調整の中で何時までにするとかということよりは、いろいろな行政サービスの時間等については、新市になるうがなるまいが、その協議を担当課は今やっています。そういう方向で調整をしている段階ですので、新市になってからかもしれないけれども、行政サービスの中身としてはそういう方向でいくしかないのではないかと考えておりますので、ご理解をお願いします。

ほかによろしいですか。

それでは、次に、一つ飛ばしまして、「協議事項第13号 使用料及び手数料の取扱いについて」の説明を事務局よりお願いいたします。

小坂橋事業調整班長

「協議事項第13号 使用料及び手数料の取扱いについて」ご説明いたします。

使用料及び手数料の取扱いに関しましては、住民生活に密接に関係し、大変重要な案件でございます。合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう十分検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について協議や調整することが適当とされております。

使用料、手数料の徴収につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、各市町村の条例や規則等においてその料金の額や徴収方法などが定められております。新市発足時には、使用料、手数料の種類、金額、徴収方法について円滑に移行できるようにする必要がございます。

今回のご提案の方法でございますが、各種事務事業と同様、総務消防、保健・福祉、産業衛生、建設、教育手数料の五つの区分けをさせていただいております。建設関係使用料につきましては、次回、その2ということでご提案させていただきますので、ご理解願いたいと思います。

それでは、お手元の資料2ページをお開きください。

総務消防手数料につきましては、3件ほどございます。

戸籍関係手数料につきましては、制度により統一されておりますことから、両市町相違ございませんので、調整内容といたしましては、「現行どおり実施する」でございます。

住民票関係手数料、印鑑登録関係手数料につきましては、各市町村で料金設定が可能となっておりますが、近隣市町村のバランス等を考慮いたしまして、今回の金額をご提案させていただきました関係上、サービスは高く、負担は低くの基本目標の趣旨から外れることとなりますが、その辺はご理解いただきたいと存じます。

さて、住民票関係手数料でございますが、調整内容は「一本化を図り実施する」でございますが、住民票交付手数料と広域交付住民票交付手数料につきましては、取手市が5人までが200円、6人以上が300円となっておりますことから、調整内容といたしましては、「住民票交付手数料、広域交付住民票交付手数料につきましては取手市の制度を適用する」とし、住民票補助簿閲覧手数料につきましては、営利目的が多いことなどを考えまして、取手市が1時間1,000円に対しまして、藤代町は2,000円であることから、「藤代町の制度を適用する」でございます。

臨時運行許可証につきましては、臨時運行許可証の発行事務が、取手市は市民課、藤代町は税務課と相違がございます。藤代町は無料となっておりますことから、「取手市の制度を適用する」という調整内容でございます。

さらに、埋火葬証明手数料につきましては、取手市は無料でございますことから「無料とする」と。「その他の手数料は現行どおり実施する」ということでございます。

次に、印鑑登録関係手数料でございますが、調整内容といたしましては、「一本化を図り実施する」でございます。なお、印鑑登録証交付手数料及び認可地縁団体登録証明交付手数料につきましては、藤代町は無料でありますことから、「取手市の制度を適用する」という調整内容でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

自転車駐輪場、バイク駐車場使用料、放置自転車移動保管手数料につきましては、取手市のみ制度でありますことから、調整内容としましては「取手市の制度を適用する」でございます。なお、藤代町におきましても、藤代町駅前に露天の駐車場がございますが、取手市におきましても露天駐車場につきましては無料でありますことから、取手市の制度となりますので、申し添えいたします。

4ページをお開きください。

市民税関係証明手数料、固定資産税関係証明手数料、納税関係証明手数料につきましては、両市町相違ございませんので、調整内容は「現行どおり実施する」でございます。なお、臨時運行許可証の発行事務が、先ほど申しましたとおり、取手市は市民課、藤代町は税務課ということでございますので、この事務につきましては、取手市の制度を適用することになるかと思います。

5ページをお開きください。

次に、保健福祉関係手数料ですが、3件ほどございます。

まず、老人福祉センター取手市立あけぼの使用料、藤代町のさくら荘使用料、取手市立かたらいの里使用料、これらの使用料につきましの調整内容は、「一本化を図り実施する」。なお、さくら荘使用料につきまして、町外居住者の老人クラブ使用料が200円となっております。取手市の方が300円と相違ございますことから、取手市の制度を適用するという調整内容となっております。

6ページをお開きください。

ガイドヘルパー使用料につきましては、取手市のみの制度でございますので、調整内容は「取手市の制度を適用する」でございます。

7ページをお開きください。

ホームヘルパー派遣手数料につきましては、両市町同一でありますことから、調整内容といたしまして「現行どおり実施する」ということでございます。

8ページをお開きください。

産業衛生関係の手数料でございますが、7件ほどございます。

一般廃棄物許可申請手数料につきましては、取手市が有料、藤代町は無料であります。業者から徴収する手数料でありますことから、調整内容は「一本化を図り実施する。なお、使用料は取手市の制度を適用する」でございます。

粗大ゴミ収集運搬手数料につきましては、取手市が有料、藤代町は無料でありますことから、調整内容につきましては、「取手市の制度を適用する」。なお、藤代町におきましても、平成16年度から有料化を予定しておりますので、申し添えいたします。

9ページをお開きください。

市之代農業集落排水使用料につきましては、取手市のみの制度でありますことから、「取手市の制度を適用する」でございます。市之代農業公園使用料及び農園使用料につきましては、それぞれの農園の設備等条件に差異がございまして、それぞれの使用料を設定しておりますことから、「現行どおり実施する」という調整内容になっております。

10ページをお開きください。

農業機材使用料につきましては、取手市が無料でありますことから、「取手市の制度を適用する」という調整内容になっております。

駐車場使用料につきましては、取手市市民会館隣に42台の駐車スペースを有し、月額2,500円を徴収しておりますが、取手市のみのことでございますことから、「取手市の制度を適用する」という調整内容となっております。

農用地区域外証明書及び農用地区域内証明書につきましては、1件200件と両市町差異がございませんので、「現行どおり実施する」という調整内容になっております。

11ページをお開きください。

次に、教育関係手数料でございますが、4件ほどございます。

市民会館手数料、次の12ページの福祉会館使用料につきましては、取手市のみの設置でございますので、「取手市の制度を適用する」という調整内容になっております。

13ページをお開きください。

勤労青少年体育センター使用料、勤労者体育センター使用料につきましては、施設の設備等に差異がございまして、ことから、「現行どおり実施する」という調整内容となっております。

町立幼稚園入園料・授業料につきましては、藤代町は町立が2園ございます。取手市はございませんので、「藤代町の制度を適用する」という調整案になっております。

以上のような調整方針でよろしいか、ご協議いただきたいと思います。

なお、保育料等調整に時間がかかる、先ほどもちょっと出ていましたけれども、時間がかかるものにつきましては、次回のご提案とさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

塚本会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご質問等があればお受けしたいと思います。

赤羽委員

5 ページ、老人福祉センターの使用料ですが、取手市のあけぼのは、61 歳以上並びに心身障害者及び付添人となっておりますね。それから、さくら荘の方は、60 歳以上の者が無料で、上記以外の者は有料となっておりますが、これは、新しい制度では取手市の制度を適用するということになる、付添者及び心身障害者もさくら荘は無料という形ではよろしいのでしょうか。

小板橋事業調整班長

そうでございます。

赤羽委員

わかりました。それは確認だけです。

塚本会長

ほかにございませんか。

それでは、次に、「協議事項第 1 2 号 財産の取扱いについて」及び「協議事項第 1 4 号 補助金等の取扱いについて」、「協議事項第 1 5 号 電算システムの取扱いについて」の説明を、一括して事務局より説明願います。

豊島書記

協議事項第 1 2 号、第 1 4 号、第 1 5 号と一括説明させていただきます。

まず、財産の取扱いについて、第 1 2 号を説明させていただきます。

では、資料の 2 ページをごらんください。

財産の取扱いについての関係法令でございますが、地方自治法第 7 条第 4 項に、同条第 1 項の市町村の配置分合をする場合においては、「財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める」とされております。原則的には、合併市町村が持っていた土地、建物、債権などのすべての財産は新市に引き継がれ、公共の施設につきましても新市の公共施設として設置することとなります。

次に、地方自治法第 2 3 7 条の規定でございますが、地方公共団体の財産は、公有財産、物品、債権並びに基金をいうとされております。公有財産は、土地及び建物、動産、物件、有価証券、出資による権利などに分けられます。

それでは、附属資料の 4 ページをお開きください。

まず、公有財産でございますが、取手市、藤代町がそれぞれ所有しています土地、建物が、ここに記載されております。

次に、5 ページへ移りまして、こちらの方には債権、有価証券、出資による権利が記載されております。

続きまして、6 ページに移りまして、こちらには保証金及び寄託金等がございます。内容につきましては、それぞれの記載のとおりでございます。

次、7 ページをお開きください。

こちらの基金の状況でございます。土地開発基金を初めとして、特定目的基金、定額運用基金などがございます。合計額につきましては、表下段の合計額のとおりでございます。

なお、お手元の資料でございますけれども、この数字につきましては、平成 1 4 年度末のものでございまして、新市発足の折には、当然違う数字となってまいりますことをご了承いただきたいと思っております。

それでは、表紙裏面の 1 ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、こちらの調整方針の欄をごらんいただきたいと思っております。

こちらの方につきましては、藤代町の所有する財産及び債権は、すべて新市に引き継

ぐこととなりますことから、調整方針としましては、「現行のまま新市に引き継ぐ」でございます。

以上の調整方針でよろしいか、ご協議いただきたいと思えます。

続きまして、補助金の方に移りたいと思えます。

「協議事項第14号 補助金等の取扱いについて」ご説明申し上げます。

お手元の資料の9ページをお開きください。

寄附、または補助の支出に関する法的根拠になります。地方自治法第233条の2で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができる」とうたわれております。市町村では、これに基づきまして、地域の振興、発展を図るための施策の一環としましては、各種団体に対する財政的な支援措置、奨励的補助、育成に係る補助、各種事業に対する補助などを行っております。この補助金等の交付団体や対象事業は、それぞれの市町村の伝統や文化、社会的条件も異なっておりますので、必ずしも画一的ではなく、また補助金等の交付条件もまちまちな状態でございます。

さて、今回、皆様にお配りいたしました資料でございますが、1ページから8ページにつきましては、両市町にあります補助金等の総括表でありまして、その文言のみの対比をしております。また、附属資料の11ページから53ページにつきましては、補助金等の目的、予算額等を項目ごとにお示ししてあります。

この補助金等の取扱いでございますが、補助金的性質を持つもの、また、藤代町が補助金として取扱い、取手市側が委託金として取扱いがなされているものなどにつきましても、事務のすり合わせという観点から対比をするために掲載しております。

なお、両市町合わせまして、この補助金等が259件ございまして、金額にいたしますと約21億7,600円になります。

それでは、表紙裏面の1ページにお戻りいただきまして、こちらをごらんいただきたいと思えます。

こちらの協議項目につきましても、先般の条例等の取扱い同様、今回提案する調整方針が本協議会で承認された後に、その調整方針に基づき規定の整理を行うこととなりますことから、協議会で協議、確認いただくことは、総括的な調整方針を示していただくこととなります。

以上のことから、補助金等の調整内容でございますが、「補助金につきましては、従来からの経緯、実情等に考慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において補助金等検討委員会が答申した結果により調整する」でございます。

この調整方針でよろしいか、ご協議いただきたいと存じます。

続きまして、「協議事項第15号 電算システムの取扱いについて」ご説明させていただきます。

行政事務のほとんどがコンピューター処理やネットワークに依存しています現在、市町村合併における電算システムの統合は非常に重要な問題でございます。合併と同時に住民サービスの低下を招かないように、住民記録や印鑑登録のシステムなどの運用が求められております。新市に向けたシステム仕様のすり合わせやデータの統合は、広範囲で、大変な作業となります。合併までのこの限られた期間内で、しかも通常業務をこなしながらの短期間での作業となりますため、電算統合の成否が合併準備事務の重要なかぎを握ることになります。このことから、職員に過度の負担とならないようにも配慮をしなければならぬと思えます。

また、電算システムの統合に伴います財政負担につきましても、既存のシステムを有

効的に活用しまして、統合にかかる経費は極力抑えることを基本目標といたしまして、今回の調整方針が確認され次第、整備が開始されることとなります。

それでは、資料の表紙裏面 1 ページをお開きください。

調整方針の欄をごらんいただきたいと思います。

調整の内容につきましては、「当面両市町の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築する」でございます。

なお、この附属資料の 4 ページから 22 ページにかけて、両市町の現況を掲載してございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上のような調整方針でよろしいか、ご協議いただきたいと存じます。終わります。

塚本会長

ありがとうございました。

三つの項目について事務局よりご説明いただきました。

何かご質疑等があればお受けしたいと思います。

貫井委員。

貫井委員

「協議事項第 14 号 補助金等の取扱いについて」でございますけれども、今、ご説明の中で、両市町 259 件、21 億 7,600 万円、そういった部分のご説明があったわけでございますけれども、調整の内容の中に、新市において補助金等検討委員会が答申した結果により調整すると。取手市においては、補助金等検討委員会、これ立ち上げているわけでございますので、合併の期限の部分と、現に平成 16 年度の予算編成の最中でございますので、新市になってから補助金等検討委員会で答申ということじゃなくて、自助、共助、公助という立場からいえば、藤代町においては、補助金等検討委員会があるのかないのか、それについて副会長にご確認します。

小林副会長

あります。

塚本会長

あるそうです。

貫井委員

じゃ、よろしくをお願いします。

塚本会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塚本会長

それでは、いずれにしても、今回出された提案事項につきましては次回の決定となりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、その他の事項ですが、事務局からご報告がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

坂本主任計画班長

それでは、計画班から 2 点ほど報告をさせていただきたいと思います。

まず、新市建設計画策定会議の開催についてということですが、8 月に市民公募により委員を募集いたしました。それから 2 カ月弱たちますが、今月 25 日より会議を開催していくこととなります。なお、最終的には、来年の 1 月をめどに策定会議の意見の集

約を図りまして、その後、この意見を踏まえた中で、幹事会におきまして新市建設計画の素案を作成いたしまして、それを協議会に提案していくこととなりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

なお、策定会議の全体スケジュールにつきましては、お手元に配付してございます「新市建設計画策定会議の内容とスケジュール」と、A4版の1枚の資料ですが、このとおりでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

もう1点ですが、合併に対する住民意向調査の結果ですが、この調査につきましては、9月の3日から20日の期間にわたって、18歳以上の男女を対象に5,000名を無作為に抽出いたしまして実施したところでございます。その結果、1,635名の回収ということで、回収率が32.7%ということになっております。現時点では、単純集計という形で、こういう数字だけでございます。

なお、調査票の分析結果につきましては、現在作業を進めておりますので、次回の協議会の席上で皆さんに報告をさせていただくこととなりますので、この点についてもよろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上、簡単ですが報告とします。よろしくお願いたします。

塚本会長

ただいま事務局から報告があったとおりでございます。

ほかにございませんか。

ないようですので、これにて会議を閉会といたします。

なお、次回の協議会は、11月21日、取手市役所で開催しますので、よろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

[午後4時50分閉会]